

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に
該当すると認める地域を記載した書類

平成22年 6月

坂 戸 市

第1章 都市計画決定権者の名称

1-1 都市計画決定権者の名称及び住所

1. 名称

坂戸市

2. 代表者の氏名

坂戸市長 伊利 仁

3. 所在地

埼玉県坂戸市千代田 1-1-1

1-2 事業者の名称及び住所

1. 名称

戸田建設株式会社 関東支店

2. 代表者の氏名

執行役員支店長 宮崎 泰

3. 所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-6-5

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

2-1 都市計画対象事業の名称

1. 名称

坂戸都市計画事業 (仮称)入西東部土地区画整理事業

2. 都市計画対象事業の種類

土地区画整理事業 (工業団地の造成、流通業務施設用地の造成)

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第20号)

2-2 都市計画対象事業の目的

本地区は、関越自動車道に直結する(仮称)坂戸スマートインターチェンジを囲む新市街地であり、インターチェンジ直結という交通の利便性を生かしつつ、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、産業拠点にふさわしい工業団地、物流拠点の形成、周辺の農地等と調和する田園産業都市の形成を図ることを目的としている。

2-3 都市計画対象事業の実施区域

対象事業の実施区域（以下、「計画地」と言う。）は、坂戸市西部に位置し、東武東上線北坂戸駅から西方約 2.0km の距離にある。計画地の西側から北側に葛川、南側から東側に高麗川がそれぞれ流下している。計画地の北側には、東西方向に主要地方道川越坂戸毛呂山線、計画地のほぼ中央を南北方向に関越自動車道が走っている。また、計画地において関越自動車道に連結される（仮称）坂戸スマートインターチェンジが建設される予定となっている。

計画地及び計画地周辺の土地利用は、大半が田及び畑である。昭和 59 年に入西東部土地改良区により土地改良事業が行われ、計画地の 8 割が農地で、現在も稲作や畑作が行われている。

2-4 都市計画対象事業の規模

対象事業の規模：面積 26.88ha（東側街地 18.18ha、西側街地 8.70ha）

2-5 都市計画対象事業の実施期間

区画整理事業における工事期間は、平成 24 年～27 年度を予定。

第3章 環境に影響を及ぼす地域

1. 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

2. 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図-1 に示すとおりであり、以下の3市2町の一部が含まれる。

- ・坂戸市
- ・東松山市
- ・鶴ヶ島市
- ・鳩山町
- ・毛呂山町



図-1 環境に影響を及ぼす地域

